

# 日高広域消防事務組合消防本部よりお知らせ

## 「119番映像通報システム」運用開始

和歌山南広域消防指令センターでは、火災や交通事故等の災害現場や、救急車が必要な方の状況を把握するため、119番映像通報システムを導入しました。

119番映像通報システムとは、従来の音声のみの119番通報だけでなく、通報者のスマートフォンを活用して災害現場などの映像情報を加えることで、言葉では伝えることが難しかった詳細な現場の状況をリアルタイムに指令センターで確認できるシステムです。映像により正確な現場の位置や状況を把握することで、迅速な消防・救急活動に繋がることができます。



## 「災害案内テレフォンサービス」開設

災害案内テレフォンサービスとは、地域で起こっている火災などの情報が自動音声で聞くことができます。

**住民のみなさまへ、ご協力をお願い**

119番通報の際、指令センター員が必要と判断すれば、救急や火災などの現場状況を映像通報システムで送っていただくようお願いする場合がございます。通報者のスマートフォンにショートメッセージを送りますので、通報者は受信したショートメッセージに添付されているURLをタップし利用を開始してください。ご協力よろしく申し上げます。

※スマートフォンの設定や通信環境によっては利用できない場合があります

※映像送信にかかる通信料は、通報者のご負担となりますので予めご了承ください



## 「和歌山南広域消防指令センター」

令和8年4月1日から運用開始

日高広域消防事務組合(美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町で構成)は、田辺市消防本部(田辺市、上富田町を管轄)、白浜町消防本部(白浜町、すさみ町を管轄)、串本町消防本部(串本町、古座川町を管轄)との4消防本部による消防指令共同運用を令和8年2月3日からの仮運用期間を経て、令和8年4月1日から本格運用を開始します。

4消防本部が管轄する約17万人からの119番通報を一括で受け付け、情報の一括管理と指揮命令系統の統一により、隣接する地域の災害にも迅速に連携した対応、大規模災害時における119番通報集中時の受信・処理能力の向上などが期待されます。

なお、共同運用による消防署の位置や管轄区域が変わることはありません。これまでどおり各市町のそれぞれの消防署から出動します。



## 緊急通報 FAX(FAX119)通報番号変更のお知らせ

音声による119番通報が困難な場合に利用できる通報システム(FAX119)のFAX番号が変更となっています。

従前のFAX番号では不通となりますのでご注意ください。

**新FAX番号：0739・26・1377**

### 【お問い合わせ先】

- 日高広域消防事務組合消防本部  
(TEL: 63・1119)
- 災害案内テレフォンサービス  
(TEL: 050・5830・6828)



HP

# 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金活用事業

## 水道料金の減免をします

物価高騰の影響を受けている町民や町内事業者の皆さまの経済的な負担を軽減することを目的に、毎月の水道料金のうち「基本料金」と「メーター使用料」を免除します。  
(これにより、請求額が基本料金の場合、水道料金は0円となります)

※減免を受けるための申請は必要ありません

**対象者**：町内で給水契約をしているすべての方(官公署等は除く)

**対象期間**：令和8年2月検針分(3月請求分)と3月検針分(4月請求分)の2か月間

**免除内容**：基本料金とメーター使用料

**例** 一般家庭の場合(口径13mm、使用水量18m<sup>3</sup>の場合)

<b>従来</b>	基本料金 10m <sup>3</sup> まで1,678円	+	メーター使用料 74円	+	超過料金 8m <sup>3</sup> ×195円=1,560円	= 3,312円
<b>免除</b>						
<b>減免後</b>	基本料金 10m <sup>3</sup> まで0円	+	メーター使用料 0円	+	超過料金 8m <sup>3</sup> ×195円=1,560円	= 1,560円

【お問い合わせ先】 上下水道課 (TEL：63・3805)

## 物価高対応生活者支援給付金のご案内

物価高対応生活者支援給付金は、食料品等の物価高の影響を受け、日常生活において様々な負担が増えている町民のみなさまに、速やかに生活・暮らしの支援を行うため実施するものです。お届けした書類の内容により申請が必要な場合がありますのでご確認ください。

### 支給額

1人あたり2万円

### 支給対象者

基準日(令和8年1月1日)において日高町に住居登録がある方

### 申請が必要な方

- 書類に記載の振込み先口座を変更される方
- 給付金の給付を辞退される方
- 書類に振込み先口座の記載がない方

※書類に記載の振込み先口座への振込みをご希望の方は申請不要です

### 申請期限

○書類に記載の振込み先口座を変更される方  
給付を辞退される方

**3月2日(月) 必着**

※期限までに申請がない場合、記載の口座に振込みます。

○書類に振込み先口座の記載がない方

**3月31日(火) 必着**

※**申請期限を過ぎますと給付を受けられなくなりますので、お忘れのないようお早めに申請してください。**

### 申請方法

お届けした書類の内容により申請方法が異なりますので、詳しくはお届けした書類をご確認ください。

ご不明な点がございましたら給付金コールセンターにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 日高町支援給付金コールセンター (TEL：0120・916・001)  
(午前8時30分～午後8時 土日祝含)